

令和5年度 全国安全週間について

【本週間 7月1日～7日 準備期間 6月1日～30日】

スローガン **高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場**

全国安全週間は、労働災害防止活動の推進を図り、安全に対する意識と職場の安全活動のより一層の向上に取り組む週間です。昭和3年に第1回が実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、本年で第96回を迎えます。この機会に職場における労働災害防止活動の大切さを再確認し、積極的に安全活動に取り組みましょう。

実施者たる事業主の実施事項（主なもの）

詳細な「実施事項」については千葉労働局や中央労働災害防止協会のホームページでご確認ください。

（1）全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥ 「安全の日」の設定のほか、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

（2）継続的に実施する事項

- ① 安全衛生活動の推進として、安全衛生管理体制の確立、安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施、自主的な安全衛生活動の促進、リスクアセスメントの実施
- ② 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策、陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業などそれぞれの特性に応じた労働災害防止対策の実施
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策として、転倒・腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づいた高年齢労働者に対する労働災害防止対策、外国人労働者等に対する労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）、請負業者等他者に作業を行わせる場合の対策等の実施

【お問い合わせ先】

千葉労働局 労働基準部 健康安全課

電話：043-221-4312